行政とちぎ

烏山大橋（那須烏山市）

2006. 9
No.357

－　目　次　－

□会員のためになる会を目指して・・・・・・・・・・２
□電子申請事例研修会催・他・・・・・・・・・・３～４
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～８
□共同担保目録の登記事務が
　　コンピュータ処理に変わります（烏山支局）・・８
□平成１８年度建設業者講習会の開催について・・・９
□法テラス　１０月２日業務開始・・・・・・・・１０
□行政書士制度強調月間企画
　　講演と映画のつどい ～曇りのない目であるために～・１１
□建設業許可申請の手引の訂正・・・・・・・・・・１３
□法定業務研修テキスト
　　「遺言・相続・遺産分割」の訂正 ・・・・・・１３
□電子申請研修会「行政書士用電子証明書の取得
　　について」のお知らせ・・・・・・・・・・・・１４
□会社法研修会
　　「中小企業のための会社法」のお知らせ ・・・１４
□成年後見制度特別研修会開催のお知らせ・・・・１５
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
□交差点・支局かわら版・・・・・・・・・・・・・１７
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・１８
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１９
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
□広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
□「講演と映画のつどい」のお知らせ・・・・・・２２

栃木県行政書士会

会員のためになる会を目指して

栃木県行政書士会　総務部副部長　木下　良雄

私が入会したのは平成４年で、入会した翌年、突然、副支部長にされてしまいました。支部の総会に欠席したので、断る機会をなくしてしまったのです。もっとも、当時支部の会議は年１回の総会だけで、中身は簡単な決算と予算の承認で、後は慰労会でしたから私の出番はなく、３期６年間の副支部長としての実績はゼロでした。当時は、認識不足で情報もなく、行政書士会とは、そういうものかと思っていました。

総務は２回目で、少しは慣れましたが、会議が多岐に渉り複雑で、今頃になって、もっと勉強しておけばよかったと後悔しています。

このところ、横文字の新しい分野の仕事が目立ちます。これからはパソコンに精通していなければ、ついていけなくなるでしょう。年配なので激しい時代の流れを感じます。

他方、これは行政書士だという確定した仕事の分野が少ないという現実があります。合格率２％台の難関を突破して新しく会員になられた方と話しても、これで生活していけるという、自信をもっている方は少ないようです。会では仕事の分野が増えるように専門知識を習得して頂くため、様々な研修が企画されていますが、参加者が平均して少ないようです。私は兼業ですが、そちらの研修会はいつも会場が満員で、つい比較して考えてしまいます。

研修の批判をしているのではありません。会員の皆さんが、本当に関心を持ち必要だと感じているものが何なのか、何とかしなければこのままでは駄目だと、いつも悩んでいる私の愚痴だと、解釈してほしいと思います。

会長が提唱している、地域密着、支部重視の考え方も、そうした危機感の表れだと思います。会員が、今必要としているもの、真に望んでいるものは何か、常にその原点に立ち返り総務の一員として頑張って参りたいと思います。会員の皆様も積極的にご意見なりご希望なりをお寄せ下さるよう、お願いする次第です。

総務部では、新しい例規集を、できるだけ早く、会員の皆様にお届けできるよう、作業を急いでいます。お手元に届きましたら、是非一読され、会の内容をより深く理解して頂くようお願いいたします。

栃木県行政書士会

電子申請事例研修会「登記事項証明書の送付請求」

平成１８年度、ＩＣＴ特別委員会第１回研修として８月９日に電子申請事例研修会「登記事項証明書の送付請求」を開催しました。

登記事項証明書は、行政書士の多岐に渡る申請の中で、頻繁に請求する代表的な書類です。今までは、法務局の窓口に出向いて請求していましたが、この請求をオンライン対応法務局〔栃木県は現在、宇都宮地方法務局宇都宮本局、栃木支局、黒磯出張所〕に限り電子申請で請求することができます。

この「登記事項証明書の電子による送付請求」は、電子申請に必要な基本的構成を備えていますので、第１回目の電子申請事例研修に取り上げました。

電子申請に必要な基本的構成

① 電子申請のために必要な事前準備
　1)パソコンの設定
　2)電子証明書の取得
　3)ユーザー登録
　4)操作ガイドのダウンロード
② 専用ソフトウェアのインストール
　1)インターネットのホームページから専用ソフトウェアをダウンロード
　2)専用ソフトウェアをインストール
③ 電子申請による登記事項証明書等の請求
④ インターネットバンキング等による支払
⑤ 翌日、申請者に登記事項証明書等が郵送されます。

このような流れで、電子申請は行われることを研修しました。

研修会のなかでは、細かく触れることが出来ませんでしたので、一言補足いたします。

電子申請を行うには、研修で講師（ＩＣＴ特別委員会委員　白澤茂）が説明したとおり、パソコンの設定等からスタートします。パソコンやインターネットに普段から慣れていることが、電子申請には必須となります。

自分のパソコンを使い、例えばインターネットショッピングで本を購入する。〔送料無料、コンビニで受取等のサービスもあります。〕また、インターネットオークションで気に入ったものを買ってみる等によりパソコンと取引の関係を理解しておくのも有効と思います。

それから、料金の決済方法として、カード又はインターネットバンキング〔ネット上の銀行取引〕も必要となるでしょう。

また、パソコンの設定は、使う人によりいろいろな状態があり得ます。基本ソフトの違い、スピードの違い、記憶容量の違いなど様々です。この状態の違いが時々問題となります。他の人のパソコンでは、問題なく動いているソフトウェアが自分のパソコンではうまく動かないことがあります。〔問題点が解決すると、結果的には動くことになりますが・・〕

これらの問題点は、麻疹と同じく一度は誰もが経験するものです。出来るだけ早くこの体験を済ませ自分自身で問題が解決できれば、しめたものです。是非、パソコンを使いこなし電子申請を利用しましょう。

次回のＩＣＴ特別委員会の研修会は、１０月１１日（水）に「行政書士用電子証明書の取得について」として実施する予定です。*1

まだまだ、タイプ１－G 電子証明書の使用できる申請は限られていますが、今後は急速に電子申請が拡大しますので、この機会に是非研修に参加され、電子証明書を取得することをお勧めいたします。

（ＩＣＴ特別委員会　田渕　徹）

*1　次回研修会の申込書は、１４ページにあります。

日本経済新聞社主催「電子社会・電子行政戦略会議」報告

８月３日ホテルニューオータニで、電子社会・電子行政戦略会議を聞いてきました。

昨年に続いての参加でしたが、今年は盛況のようで聞きたいテーマは抽選となってしまいました。日行連ＩＣＴ推進委員もパネラーとして参加していたパネルデスカッション「オンライン申請率５０％の達成に向けて～オンライン利用促進のための行動計画～」が今回の１番聞きたいテーマでしたが、残念ながら抽選にもれてしまいました。次の３テーマを聞くことが出来ました。

１．安心・便利な電子社会を拓くオンライン利用促進に向けて
２．先進事例に見る―住民が使いたくなる電子行政サービス
３．自治体における電子文書作成と長期保存の課題と対策

インターネットを中心としたＩＴ社会は普及期に入り、利用者視点での利便性向上や利用の促進が課題となっています。国が扱う申請・届出等の手続きは、平成１８年３月までに９６％をオンラインで行える環境が整いました。「オンライン利用促進のための行動計画」の策定、電子政府に関する広報やワンストップサービスの実現など、利用促進に向けた取り組みも進められています。

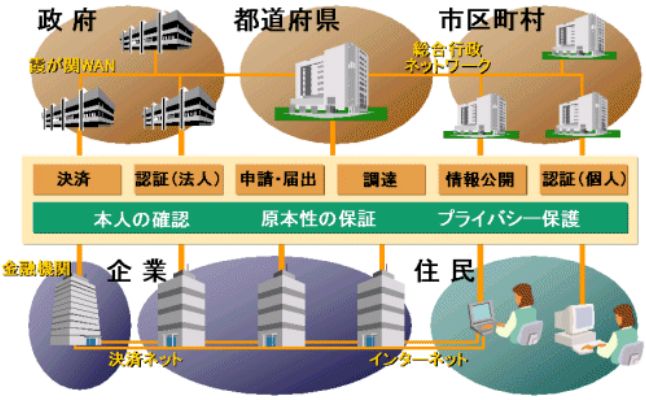

オンライン利用の利便性を実感できるように、利用者視点に立ったシステム整備がされれば、利用率の向上が図れると思われます。

（ＩＣＴ特別委員会　白澤　茂）

※主催者サイトで講義録を公開しています。
http://regist.i2jnet.com/program.html

栃木県主催　「映画と講演のつどい」報告

１　日　時
８月３０日（水）
１３時３０分から１５時４５分まで

２　場　所
栃木県総合文化センター　サブホール

３　内　容
第１部　講演
「犯罪被害者の人権を守るために」
～犯罪が起きると加害者に人権が発生し、被害者の人権が失われる。これでよいのか。～
講師　全国犯罪被害者の会　顧問弁護士
高橋　正人　さん

第２部　映画
「犯罪被害者の人権を守るために」

＜講演について＞
犯罪が発生した際に、現行の刑事訴訟法では、被害者の救済がなされない。その上に立って犯罪被害者等基本法が平成１６年１２月１日成立した。これを基に具体化するための犯罪被害者等基本計画を作成し、検討会を設置、取り組んでいるところである。

＜映画について＞
突然起こる不法行為による犯罪、憲法に謳われている基本的人権をも踏みにじる現在の法行為にメスを入れ、全ての人たちの人権が尊重されていく社会を築くために私たちが何をすべきか？を問うていました。

（総務部　鈴木康夫）

書士会日誌　2006. 8

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	№頁
1日	火	法定業務研修会（契約）準備	風間部長　江藤理事　渡辺専門部員	―
2日	水	総務部　会員の対応	宮嶋副会長　岡井部長	①
		法定業務研修会（契約）	風間部長　江藤理事　渡辺専門部員	②
3日	木	法定業務研修会（契約）	風間部長　江藤理事　渡辺専門部員	
		電子社会・電子行政戦略会議	白澤理事	P.4
6日	日	ＡＤＲ入門口座第５回	松岡委員長　田渕理事	③
8日	火	会員管理システム打合せ	会長　前澤副会長　岡井部長	④
		編集会議	秋田副会長　新井部長　清水副部長　山本理事 大石理事　田代理事	⑤
		業務連絡会（県警）	会長　宮嶋副会長	⑥
		電子申請事例研修会準備	白澤理事	―
9日	水	業務開発部会	会長　秋田副会長　毛塚部長　手塚理事 松岡理事　井上理事　廣田理事	⑦
		電子申請事例研修会	前澤副会長　田渕委員長　関副委員長 柳専門部員　講師：白澤理事	P.3
10日	木	新入会員オリエンテーション	会長　宮嶋副会長　鈴木康夫理事	―
		総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 石川理事　鈴木康夫理事　和賀井理事 古家専門部員	⑧
18日	金	栃木県文書学事課訪問	鯉沼議連会長　堀越副会長　石塚部長	⑨
21日	月	会員管理システム	前澤副会長	⑩
		トチの木・転生プロジェクト発起人会（栃木県建築設計事務所協会）	会長	⑪
22日	火	法テラス対応	前澤副会長　鈴木康夫理事	⑫
		例規集打合せ	岡井部長　木下副部長	⑬
24日	木	例規集打合せ	岡井部長	⑭
25日	金	国際業務研修会	風間部長　渡辺専門部員	⑮
		業務連絡会（軽自動車協会）	会長　宮嶋副会長	⑯
29日	火	会員管理システム打合せ	会長　岡井部長	⑰
		法テラス対応	鈴木康夫理事	⑱
30日	水	綱紀委員会	神山委員長　嶋崎副委員長　岸清美理事 杵渕理事	⑲
		映画と講演のつどい	鈴木康夫理事	P.4

事務局よりお知らせ！

新しいアドちゃんパンフレットができました。
会員の皆様には頒布品として販売しております。
１セット（５０枚）￥７５０です。

①　総務部　会員対応
2日　AM11：00～12：00

【内容】
会員の新聞広告掲載についての対応

②　法定業務研修会（契約）
2日・3日

【内容】
◆第1日目（10：00～17：10）
第1章　民法契約法～565条
第2章　契約各論～561条
1担保責任の要件～（2）担保責任の内容
（3）損害賠償の範囲～2買戻権譲渡の登記
第3節　消費貸借～600条
第5節　賃貸借～620条
◆第2日目（10：00～16：10）
第6節　雇用～641条
第8節　委任～重要判例
第3章　消費者契約法～12条
第4章　割賦販売法～最終まで
効果測定

③　ADR入門講座第5回（東京会）
6日　PM1：30～6：30

【内容】
テーマ：紛争解決学について
講　師：法政大学法科大学院教授
廣田　尚久氏
①紛争解決学の骨子とADRの基本事項
②紛争解決技術
③紛争解決の可能性

④　会員管理システム
8日　AM9：30～12：00

【内容】
7／28打合せ時の修正事項の確認

⑤　編集会議
8日　PM1：30～5：00

【内容】
1.行政とちぎ8月号の編集・校正
2.パンフレットの作成について
3.強調月間のイベント開催について
4.その他

【決定・検討事項】
2.最終校正
3.当日までのラフスケジュール点検
・マスコミ訪問PR
・各官庁への案内
・ちらし掲載事項の確認
4.カレンダーの作成

⑥　業務連絡会（県警）
8日　PM3：00～5：00

【内容】
1.自動車保管場所申請等に関する問題点について
2.その他

⑦　業務開発部会
9日　AM10：00～12：00

【内容】
1.報酬額統計調査について
2.成年後見制度の研修会について

⑧　総務部会
10日　PM1：30～：4：30

【内容】
1.日行連の定める領収書の基本書式について
2.足利支部講師派遣について
3.会員の福利厚生旅行について
4.会員名簿、例規集の発行について
5.会員の新聞広告について
6.会館会議室使用について
7.祝賀会収支について
8.登録抹消留保について
9.行政書士試験について
10.法テラスについて

⑨　県文書学事課訪問（制度推進部）
１８日　ＰＭ１：００～５：３０

【内容】
1.行政書士制度強調月間実施についてのお願い
2.窓口規制表示板の設置についてのお願い
＜県文書学事課＞
課長）繪面様、課長補佐）井澤様
主事）渡邊様
＜当会＞
鯉沼議連会長、堀越副会長、石塚制度推進部長

⑩　会員管理システム
２１日　ＰＭ２：００～４：００

【内容】
８／８打合せ時の修正事項の確認

⑪　トチの木・転生ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ発起人会
２１日　ＰＭ１２：００～２：００

【内容】
1.栃木県建築設計事務所協会が主催して初会合を持つ。
2.新県庁舎のロビーに「３００年の栃の木アート」を創り、設置する。
代表者　藤井　清氏（藤井産業㈱会長）
会　計　内野直忠氏（税理士法人代表）

⑫　法テラス対応
２２日　ＡＭ１０：００～１１：００

【内容】
日本司法支援センター栃木地方事務所訪問
相談窓口に関する情報について確認及び調査について

⑬　例規集の見直しについて
２２日　ＡＭ１０：３０～ＰＭ２：００

【内容】
例規集発行に伴う内容の検討

【決定・検討事項】
1.法令編の中に入管法、行政手続法の（抄）を入れる（新規）
2.会則、規則編
日本行政書士会連合会会則～日行連関東地方協議会旅費規程まで最新版にする
3.経理規程は担当部長に検討を依頼する
4.綱紀委員会運営規程の検討を担当委員長に依頼する
5.会館管理規則は見直したものを入れる
6.行政書士業務の範囲は全面カット

⑭　例規集打合せ
２４日　ＡＭ１０：３０～ＰＭ１２：００

【内容】
内容の打合せおよび見積もり依頼

⑮　国際業務研修会
２５日　ＰＭ１：３０～３：３０

【内容】
研修項目
入管業務の基礎について
内　　容
・在留資格認定　申請と添付書類
・在留資格変更　　〃
・在留資格更新　　〃
・再入国許可　　〃
講　　師
押野　佑会員

⑯　業務連絡会（軽自動車協会）
２５日　ＰＭ４：３０～７：００

【内容】
軽自動車協会、中古販組合、運協、書士会４団体の会合

【決定・検討事項】
・軽の車庫証明届の徹底を図り、届出率の向上をめざす。特に中古販に協力要請を行う。
・パンフレットの作成、県警の名称使用につき県警と打合せを行う。

⑰　会員管理システム
２９日　ＰＭ２：００～４：３０

【内容】
８／２２打合せ時の修正事項の確認

⑱　法テラス対応
２９日　ＰＭ１：００～２：３０

【内容】
相談窓口に関する調査回答

⑲　綱紀委員会
３０日　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
綱紀審査基準原案検討

【決定・検討事項】
1.委員より提出された原案を検討し、総合的にまとめる。
2.第２４条処分内容を具体的な内容で運用基準の定義を整理、作成した。

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■法定業務研修テキスト「遺言・相続・遺産分割」訂正表	06/07/10	日行連
■当局烏山支局における共同担保目録のコンピュータによる処理の開始ついて	06/07/20	宇都宮地方法務局
■「建設業許可申請の手引」の訂正について	06/07/20	栃木県土木部
■平成１８年度建設業講習会の開催について	06/07/20	栃木県土木部

共同担保目録の登記事務がコンピュータ処理に変わります（烏山支局）

宇都宮地方法務局烏山支局が管轄する区域の共同担保目録の登記事務について、平成１８年９月２５日（月）からコンピュータによる処理を開始します。

共同担保目録のコンピュータ化により、烏山支局が管轄する区域の不動産（土地・建物）登記及び商業・法人登記の事務がすべてコンピュータ処理に変わります。

共同担保目録のコンピュータ化後は、これまで行われていました共同担保目録登記簿の閲覧制度が廃止になり、共同担保目録が必要な場合には、共同担保目録付きの登記事項証明書を請求していただくことになります。

なお、登記事項要約書には共同担保目録を付けることはできません。

また、共同担保目録の登記事務のコンピュータ化の準備作業のため、９月２１日（木）、２２日（金）の２日間は、共同担保目録付きの登記事項証明書の交付はできませんので、御了承ください。

ご不明な点は、宇都宮地方法務局烏山支局まで。

宇都宮地方法務局烏山支局
ＴＥＬ：０２８７－８２－２２５１

平成１８年度建設業者講習会の開催について

監第１２２号
平成１８年８月８日

栃木県行政書士会 会長 様

栃木県土木部長　開口　行雄

平成１８年度建設業者講習会の開催について

本県における土木行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、別添「平成１８年度建設業者講習会開催要領」のとおり講習会を開催いたしますので、傘下会員に対する案内について、よろしくお願いいたします。

土木部監理課建設業担当
ＴＥＬ：０２８－６２３－２３９０
ＦＡＸ：０２８－６２３－２３９２

平成１８年度 建設業者講習会開催要領

１ 目的

この講習会は、建設業に関する緊急な課題について関係者の理解の促進を図り、もって本県建設業の健全な発展に資することを目的とする。

２ 内容

（１）建設業経営合理化等支援セミナー（予定）
（２）平成１９・２０年度栃木県入札参加資格審査申請について
（３）下請契約における代金支払の適正化等について

３ 主催

栃木県

４ 開催日時・会場

（１）平成１８年１０月　３日（火）　午後２時～４時
那須野が原ハーモニーホール 大ホール
大田原市本町１－２７０３－６　ＴＥＬ　０２８７－２４－０８８０
（２）平成１８年１０月１０日（火）　午後２時～４時
栃木県総合文化センター メインホール
宇都宮市本町１－８　ＴＥＬ　０２８－６４３－１０００
（３）平成１８年１０月１７日（火）　午後２時～４時
おおひら町民ホール
大平町倉井２００１－３　ＴＥＬ　０２８２－４３－５２３１

５ 対象者

（１）県内の建設業者
（２）県内の測量･建設コンサルタント等業者
（３）市町職員
（４）建設業関係団体職員等
（５）その他関係者

６ その他

（１）参加を希望する者については、上記の３回のうち、いずれの日に参加しても差し支えない。
（２）資料は当日配布する。

日本司法支援センター（法テラス）　１０月２日業務開始

日本司法支援センター

法テラスとは

法テラスは,全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる社会を実現するために,総合法律支援法に基づき,平成18年秋から業務を開始します。法で社会を照らしたいという意味と,利用者がくつろげるテラスのような場所でありたいという思いを込めて「法テラス」という名前を付けました。**正式名称は「日本司法支援センター」**といいます。

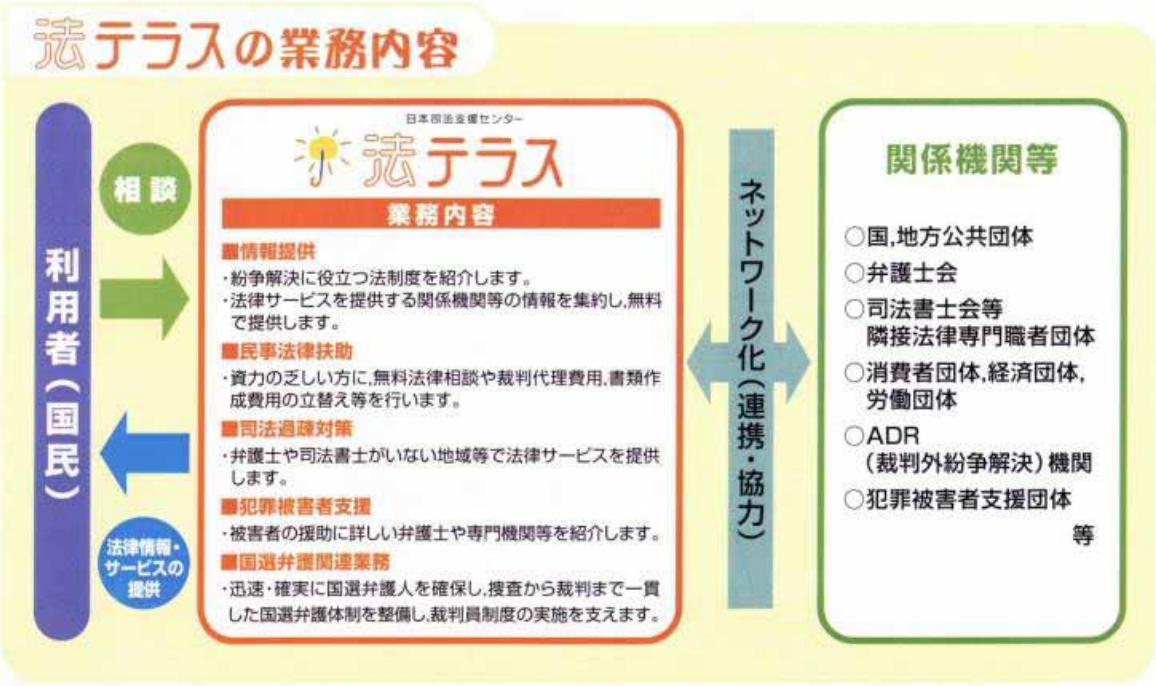

当会では下記の体制で取り組みます。

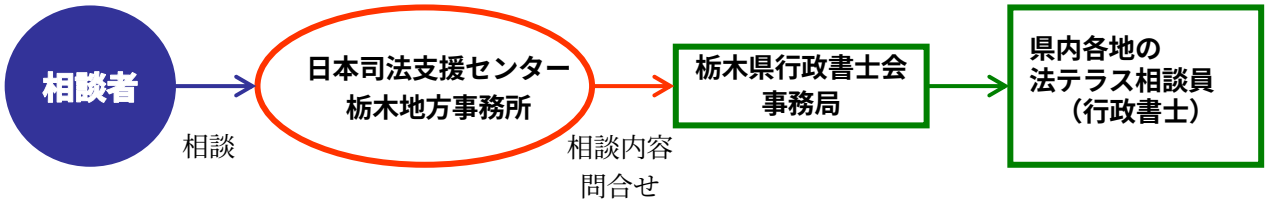

１０月の行政書士制度強調月間にあたり、社会貢献活動の一環として「講演と映画のつどい」を企画いたしました。

松本サリン事件で犯人扱いされ、疑惑報道の大嵐の中、河野さんはどのように耐え、向き合い、戦ってこられたのでしょうか。ひとりの市民が、ある日突然遭遇した出来事、それは私たちにとっても、決して無縁なことではありません。

今回、講演をお願いしたところ、ご快諾いただき実現の運びとなりました。当日は同時に、熊井啓監督作品「日本の黒い夏」を上映する予定です（松本サリン事件を描いた映画。主演は中井貴一・寺尾聡ほか)。

今、世の中には、たくさんの情報が飛び交い、何をどう信じていけばよいのか迷うほどです。また、ひとたびバッシングが起これば雪崩のように傾き、しなやかな思考回路など失ってしまったかのようでもあります。このような中、何より大切なことは、まず私たち自身が曇りのない目を持つことであり、そのためにどうすればよいのかを考えていくことではないでしょうか。秋田の事件、京都の事件等、悲惨な事件は後を絶ちません。私たち自身も、情報はマスコミを通じてという状況の中、真実にどれほど近づいていけるのか、誤った見方に毒されてはいまいか、考えるきっかけになれば、という思いをこめました。度量と良識のある社会の実現を願って「講演と映画のつどい～曇りのない目であるために～」を開催いたします。

会員の皆様のご参加はもちろん、お知り合いの方々へも是非この思いをお伝えいただき、狭量で困難な時代を生きるときのヒントを共に学びあいたいと願います。１０月７日、皆様お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。映画はフィルムを使います。絶対に切れません。「掘るまいか」の反省を生かし、第一級の精神と映像をお送りいたします。

なお、事務処理上、事前予約制をとらせていただいております。次ページの用紙で、ＦＡＸ予約していただければ幸いです。　（広報部）

講演と映画のつどい

～曇りのない目であるために～

『日本の黒い夏』のパンフレットより

松本サリン事件のことが詳しく分かって、その時知らなかったことまで分かったので勉強になりました。
（15歳男性学生）

こういう形で「本当のこと」が世の中に伝わるのは、いいことだと思います。
（33歳女性会社員）

松本サリン事件に関して、事実に基づいた脚本で映画化されて、初めて一市民としてすべてを受身で信じてはいけないことを教えられました。
（41歳女性事務員）

日本人は終わったことをすぐに忘れてしまいます。大人の失敗を若い人に伝え、同じ過ちを繰り返さないようにしたいものです。
（58歳主婦）

この映画を観て、私自身も報道を信じた視聴者の一人だと感じ、真実を見据える難しさを痛感しました。
（50歳男性自営業）

私自身がさまざまな状況の中で、真実だけを追えるかと考えた時、やはり加害者側にまわってしまうのではないかという気がします。
（38歳男性自営業）

マスコミに関しては少し考えさせられるし、自分も情報をそのまま鵜呑みにしてはいけないと感じました。
（40歳女性）

松本サリン事件を忘れないように、後世のために記録を残してくれてありがとう。
（72歳男性）

多くの人が観ておくべき映画であると感じた。
（28歳男性学生）

FAX申込書　（宛先FAX　028-635-1410）

10月７日の「講演と映画のつどい」へ参加を申し込みます。

	お　名　前	人　数	ご住所	ＴＥＬ
1				
2				
3				
4				
5				

【会場案内図】

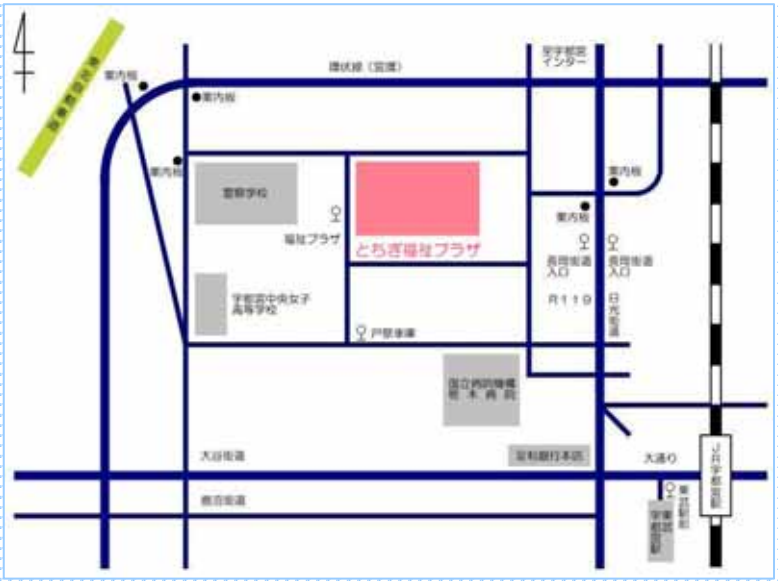

【交通機関】

１．ＪＲ宇都宮駅から関東バス

①「清住・細谷」行き

戸祭車庫下車

②「西塙田経由宝木団地」行き

福祉プラザ下車

③「山王団地」「石那田」「今市・日光東照宮」「鬼怒川」「塩野室・船生」行き

長岡街道入口下車

２．東武宇都宮駅から関東バス

行き先は**1.**①③に同じ

【自家用車】

東北自動車道

宇都宮インターから１５分

鹿沼インターから２０分

「建設業許可申請の手引（平成１８年度版）」の訂正

「建設業許可申請の手引」の記載内容について、栃木県土木部から訂正のお知らせがありました。

訂正箇所	22 頁　「２　許可手数料等の納入」－「（1）　大臣許可の申請」－「納入方法」
正 誤 表	【正】直接浦和税務署へ納入する。 【誤】直接大宮税務署へ納入する。 【正】最寄りの郵便局又は日本銀行歳入代理店をとおして浦和税務署あて納入する。 【誤】最寄りの郵便局又は日本銀行歳入代理店をとおして大宮税務署あて納入する。

法定業務研修テキスト「遺言・相続・遺産分割」の訂正

日行連より標記テキストの訂正案内がありましたので、本研修を受講された方は、ご確認くださいますようお願いいたします。

該当頁	箇　　所	誤	訂　正　後
6	３行目	自筆証書遺言の場合を除いて証人または立会人を～	アンダーラインの文を削除。証人または立会人を～
22	４行目	配偶者 1/2（総体的遺留分）×3/4（法定相続分）＝3/8	配偶者 1/2（個別遺留分）
34	(4)の本文の４行目	心で生まれる	死んで生まれる
40	一の第４段落５行目	子またはその他の親族または利害関係人から申請する	親権者・後見人または利害関係人から申し立てる
40	下から５行目	状況にある	常況にある
41	１１行目	状況にまで	常況にまで
59	上の図	兄Ｃ１０分の１ 妹Ｄ１０分の１ Ｅ２０分の１ の部分に点線が無い	兄Ｃ１０分の１　妹Ｄ１０分の１　Ｅ２０分の１の部分に点線で囲み、その下に兄弟姉妹全員４分の１
86	三の第３段落２行目	一同に	一堂に
91	２行目	第１節遺留分額の算定の基礎となる財産	第１節遺留分算定の基礎となる財産
103	下から４行目および下から３行目	1 宅地 (1) 宅地の評価	1 土地 (1) 土地の評価
110	下から３行目	被保険者死亡後も	被相続人死亡後も
110～111	最終行から１１１頁にかけて	被保険者が	被相続人が
113	３のイ、二行目の・	・被相続人の住民票～	被相続人の住民票の除票～
114	下から４　行目	・申請書副本	・登記原因証明情報、申請書の写し

電子申請研修会「行政書士用電子証明書の取得について」のお知らせ

○日　　時　　平成１８年１０月１１日（水）　１４：００～１６：３０
○場　　所　　栃木県行政書士会館
○受 講 料　　５００円
○主　　催　　ＩＣＴ特別委員会
○講　　師　　坂本博則氏〔日本商工会議所情報化推進部〕

○研修項目　　行政書士用電子証明の取得について
○内　　容　　行政書士専用のビジネス認証タイプ１－G の取得方法

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　平成１８年１０月２日（月）

電子申請第２回研修会（10/11）受講申込書

平成１８年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社法研修会「中小企業のための会社法」のお知らせ

○日　　時　　平成１８年１０月１８日（水）　１３：３０～１５：３０
○場　　所　　栃木県行政書士会館
○受 講 料　　５００円
○主　　催　　業務研修部
○講　　師　　渡辺　良樹

○研修項目　　中小企業のための会社法
○内　　容　　非公開会社、特例有限会社、計算書類等について

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　平成１８年１０月１１日（水）

中小企業のための会社法研修会（10/18）受講申込書

平成１８年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務開発部主催　成年後見制度特別研修会開催のお知らせ

○　第３回、第４回研修の申込受付を行います。

第１回	平成１８年１０月　３日 講師：特定非営利法人神　　受　付　終　了　　格　氏 ・行政書士と成年後見　　等
第２回	平成１８年１０月２４日 講師：家庭裁判所調査官　　受　付　終　了　　決定済 ・法定後見の実務　・
第３回	平成１８年１１月１４日（火）１３時３０分から１５時３０分まで 講師：宇都宮公証人役場　公証人　伊藤　厚　氏 ・任意後見契約の実情と実務　等
第４回	平成１８年１１月２８日（火）１３時３０分から１５時３０分まで 講師：社会福祉法人朝日会（老人ホームはりがや）　理事長　青柳　勝男　氏　他 ・高齢者福祉の現場　・現場が今必要としているもの　等
第５回	平成１９年　１月　９日（火）１３時３０分から１５時３０分まで 講師：栃木県保健福祉部　高齢対策課　主幹　湯沢　修　氏 ・行政の社会福祉及び高齢福祉に対する取り組み　等
第６回	平成１９年　１月２３日（火）１３時３０分から１５時３０分まで 講師：特定非営利活動法人財産管理支援センターフォレスト　行政書士　田渕　徹　氏　他 ・後見業務に対する心構えや取り組む姿勢　・行政書士がやれること　等

○　定　　員：**各回　先着３０名まで**
○　場　　所：栃木県行政書士会館２階
○　受 講 料：１回の研修会につき　受講料１０００円
　※集金は研修会当日行います。
○　参考テキストの販売：成年後見実務者用テキストの販売を行います。特定非営利活動法人神奈川成年後見サポートセンター著。**限定３０部**（研修会参加者のみ対象）。研修会の時に参考書としても使える、実務に即した一般では非売の実務者必携書です。一冊２，０００円。（研修会参加にあたっての**購入義務はありません**のでご注意下さい。）
○　参加申込方法：下記の参加申込書を利用し、事務局宛ＦＡＸにて、お申込み下さい。
　（ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０）
○　第３回・第４回研修会参加申込締切日：**平成１８年１０月１３日（金）**迄

業務開発部主催　成年後見制度特別研修会　第３回・第４回　講義　参加申込書

平成１８年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※研修会参加申込・参考テキスト購入申込：該当するものに○をつけてください。

第３回研修会（１１月１４日（火））参加	
第４回研修会（１１月２８日（火））参加	
参考テキストの申込（第１回～第６回いずれかの研修会参加者限定）	

※参考テキスト（限定３０部）の購入申込：第２回締切　平成１８年１０月１３日（金）
★代金の支払い方法は、研修会当日の現金による方法に限ります。
★１０／１３（金）までに購入申込が３０部に達していない場合、研修会当日サンプルを回覧した上での購入申込受付も予定しております。

支局情報

【宇都宮】

部落差別研修会 ～請求用紙事件に関連して～ を宇都宮支部で開催

８月４日、宇都宮支部は部落解放同盟栃木県連合会の和田献一執行委員長を招いて、部落差別についての研修を行った。会には計１７人が参加した。

和田委員長は部落解放事業に取り組む一方、インドやフィリピンの被差別層や少数民族とも連携する国際的な活動家として知られている。

この日の研修会では、人権侵害状況を変えるための原則としての人権原則について語った。各地で頻発する差別事件の原因は、人権の原則が機能していないためであり、それは人権教育が行われていないためであると指摘、また年間３万人以上の自殺者を出している先進国では稀な事態にも触れた。自殺者の増加は、最低限の保障を受けることができるという安心＝セイフティネットが形成されていないことの証であり、法の支配の危機であるという現状分析は、誰もが感じてはいても明確にその原因を指摘できない部分であっただけに説得力があった。

当研修は、昨年、兵庫県の行政書士が統一用紙を不正に使って大量の不正請求を行い処分された事件を受け、このような事件を二度と起こさないために、行政書士が人権について敏感であるようにと企画されたもの。こうした研修会を開いたことは、昨年の不祥事を直視するものであり、行政書士の健全さを示すものともいえる。今後も各地での取り組みを期待したい。

（支局長　深見　史）

つ…鶴岡八幡宮（鎌倉市雪ノ下）

ね…根津権現（文京区根津）

日本武尊が創建したと伝えられる神社で徳川家ゆかりの神社。代表的な権現造り。境内はツツジの名所としても知られている。

根津神社が現在の地へ遷座して今年で３００年。９月に行われる権現祭は江戸時代の天下三大祭りの一つに数えられたほどの大祭。

な…成田不動（成田市成田）

「だんじきにて一まわり休」の記載有り。

平成２０年は、成田山開基１０７０年の勝縁の年にあたり、記念大開帳が行われる。

ら…羅漢寺（目黒区下目黒）

元禄時代に十数年の歳月をかけて作りあげた５００体以上の羅漢像は、完成してから３００年。３０５体が現存する。

む…向嶋梅（若）。向島（浅草側から隅田川越しに見える東側の島の総称）（木母寺・墨田区堤通）

う…牛のごぜん。牛島神社（墨田区向島）

慈覚大師が通りかかったとき、老翁が「師わが為に一宇の神社を建立せよ、若し国土の悩乱あらば、首び牛頭を戴き、悪魔降伏の形相を現わして、天下の安全の守護たらん」と託宣したことから牛御前と改称したという。

正面の鳥居は珍しい三輪鳥居である。

撫で牛→
体の悪い所と同じ場所をなでると病気が治るという

全国女性行政書士交流会に参加して

全国女性行政書士交流会が７月１日から２日にかけ甲府市で山梨県行政書士会の皆さんの大変なご尽力により開催されました。全国より７０名が集まり、各県の電子申請の進捗状況、新しい業務の取り組みなど予定の時間をオーバーして話し合いました。

私たち女性行政書士の誇りでもあります、神奈川県、新潟県、福島県の各女性会長も出席くださり、大変盛り上がった２日間でした。

（宇都宮支部　手塚理恵）

支局かわら版

道の駅「思川」オープン！

―小山支部―

平成１８年４月２９日、小山市国道５０号線沿いに、道の駅「思川」がオープンしました。

黄金色に色づきだした田園地帯の真ん中に、開放感あふれる建物。多くのドライバーの疲れを癒す休憩スッポトとしては最適。なおかつ地元の住民からも愛される交流の場として、子供からお年寄りまで幅広い層の笑い声がこだましています。

営業時間　　９：００～１９：００
定休日　　９月からは休まず営業
所在地　　栃木県小山市下国府塚２５－１

施設内容
直売コーナー　：新鮮な野菜や花、米など地元農家が生産した農畜産物を販売
物産コーナー　：小山市の伝統工芸品「下野人形」や地酒・間々田ひも等の特産品
加工品コーナー：地元の農産物を使用した加工品の販売や米パン等
レストラン：小山産の食材を使用した料理の提供
コミュニティーセンター「小山評定館」：蕎麦打ちや料理教室等、会議・研修
駐　車　場：大型車２５台・普通車１２０台・身障者３台・計１４８台
ト　イ　レ：男性１７・女性１６・身障者３
問い合わせ：道の駅思川
ＴＥＬ　０２８５－３８－０２０１

（支局長　土方美代）

【交通ガイド】

・小山駅西口より約５ｋｍ

・新国道４号小田林西国道５０号交差点より約８ｋｍ

おじゃましま～す！

今月紹介する、おじゃましますは宇都宮支部の小室明男会員です。

事務所は町名（中央１丁目）どおり市街地の真ん中に位置し。市役所通りにある街のシンボル的存在である樹齢４００年の大銀杏の傍に瀟洒な３階建て画廊「ギャラリーはなみち」でもある。

画廊（事務所）へは３度目であるが、電話で時間を伝えていたので玄関先で迎えられる。場所が街中のことで駐車場に案内され、事務所は狭く散らかっているからと画廊の展示品を前に話を伺った。

氏名、小室明男。住所、宇都宮市中央１丁目５番９号。入会は１９７９年１２月７日。業務歴は３０年近く、団塊世代であり、数多い支部の現役会員を見回しても大ベテランである。

書士会の役員歴も長く、支部の理事から支部長。県の総務、広報、制度の部長も歴任され現在も活躍されている。

得意業務は、入会時は未だ職域が確立されていなくて、何をやってよいか分からない時代。同好の士との勉強会から始まり。学校が商業系であり経理の記帳から建設業、会社設立等が主である。行政書士になってよかったことは、時間が自由に使えること、多くの人との出会いがあること等。

ご家族は、奥さんと二人暮らし。以前は二人して顔を見せていらっしゃった。今の若者風に表現すれば、ラブラブである。こうしていられるのも奥さんのお陰と感謝されていた。

以降の質問内容の趣味や好きな場所等々同好の志として話に花が咲いた。古参会員や宇都宮支部会員は氏の書士業以外の活躍を知っているが、ここで本業以外の活躍を披露する。

先ず趣味は映画観賞に始まり、落語観賞。演劇、歌舞伎、新劇、ミュージカル鑑賞。旅行は古寺巡りや美術館巡りそして読書（推理小説）。

自分も挙げた趣味では負けないつもりであるがプロフィールを見るに及んで、そのセミプロ振りに降参である。

展示品は左より「法起寺晩秋」　笹島喜平作
「朱い女」　坂本富男作
「三角にトルソ」坂本富男作

現在栃木放送、「道楽オヤジ倶楽部」レギュラー出演。とちぎテレビ、金曜日イブニング６「エンタメ通信」の随時出演で映画紹介。ＮＨＫ・ＦＭ宇都宮「栃木サテライト情報局」で映画紹介。うつのみやケーブルテレビ「ムービーパラダイス」に出演中である。

終了した番組も多く、他にタウン誌への寄稿や異業種交流会での講演。趣味が高じて（少し失礼？）「宇都宮映画友の会」の代表「宇都宮落語会」世話人副会長。そして本業相半ばの「版画の街連絡協議会」の事務局長と、地元文化、マスコミ関係で活躍されておられる。我が書士会にも小室会員のように文化面で活躍されている人材がいることを誇りに思い、紹介した。

記したように趣味の世界で相通じ、話は尽きない。自分は会員より一世代前の人間。映画の話に古さに於いては勝るが、流石にセミプロ、題名や話の筋書きは先刻ご承知である。美術館、古寺巡りでも話は弾み時を忘れる。会員の芸は身を助くの例えの、趣味を生かした士業と相半ばした生業を持つ身を羨ましく思った。

最後に版画を背景に写真を撮る。背景の展示品は会員推奨の笹島喜平、坂本富男師弟の「拓版画」でこの手法は日本で二人しか用いていないと言われる。

先にも記したが、広報部の大先輩であり、その役割について蘊蓄をいただいた。文化面で県内若手芸術家の紹介育成に力を添えるべきだとの持論を述べられた。楽しい時間を過ごして事務所を辞する。　（広報部　清水幸敏）

KOMOREBI

木もれび

ここ数ヶ月、「サギ」に悩まされている。振り込めサギや、ダイエットサギではない。優雅に空を舞う、あの鷺である。

去年秋、県道沿いの便利な立地にもかかわらず裏には美しい竹林が広がるという、願ってもない環境の今の住居（事務所兼用）に引っ越した。竹林のおかげで日当たりは悪いが、表通りの喧騒とは正反対の静寂とした空気が林からもたらされるこの新居を、私はとても気に入っていた。

ところが、である。ある春の朝、聞きなれない鳥の鳴き声で目を覚ました時から、この麗しい環境は一変した。最初はかわいらしい小鳥の声かと思えたそれは、日を追う毎にただならぬ気配を増していった。大空を飛翔するあの美しい姿からは到底信じられないほど、彼らの声は醜い。おそらく百羽を超えるだろう彼らの、ウギャギャア～グオッ～ギャオ～という濁音の不調和音が連なう世にも不気味な声が、日夜を問わず２４時間響き渡るのである。彼らは蝙蝠並みの夜行性なのだ。

声だけならいい。問題は糞だ。飛びながら糞をする、というなんとも行儀の悪い彼らの習癖のおかげで、固形状のものと粉状のものと２種類の白い糞が当たり一面に撒き散らされる。車は洗っても洗ってもたちまち糞まみれとなる。

糞まみれもまだいいのである。最大の問題は臭いだ。南風の吹く日や雨上がりの臭さは尋常ではない。通りを行く人がみな鼻を抑えて、息を止めて、急ぎ足で我が家の前を走りぬけていく。郵便屋さんには「ここを通るときは息をしないようにしてるんですよ。よく住んでいられますね」と言われた。

市の担当課に電話した。近隣の住民から沢山の悲鳴が寄せられていると言う。「でも、どうしようもないんですよね。竹林の所有者に伐採をお願いしてください。」と担当者。営巣期には誰も手を出せない、行政の権限は何もない、とのことである。

「鷺被害」でインターネットを検索すると、千葉県自然保護課のページがヒット、「サギ類の被害でお困りの方へ」という文章が出てきた。鷺が集まらないためにやるべきこと、集まってしまってからの対策、声、臭い、糞、羽毛の飛散についての具体的対策が載せられている。すでに集まってしまった鷺については、確かに抜本的対策はなく、わずかな防御しか方法はないようだ。しかし、住民がどういう情報を必要としているかを把握している自治体とそうでない自治体の、その公務員感覚には雲泥の差があると改めて実感した。

今日も臭い…。

（支局長　深見　史）

表紙写真　烏山大橋（那須烏山市）

那珂川に架かる平成１２年に完成した橋で、橋中央部分の主塔から左右にケーブルを張り、橋を支える「斜張橋」で県内最大です。延長は５３２メートル、幅は１４メートルで、車道は片側一車線。橋周辺は釣りスポットとしても有名です。

橋の両端には駐車場（北：３台、南：１０台）が用意され、広い歩道を歩いていくと中央部にはベンチが設置されています。橋からの景色はもちろんのこと、真下から見上げる主塔も見映えがよく、迫力があります。

（広報部　田代昌宏）

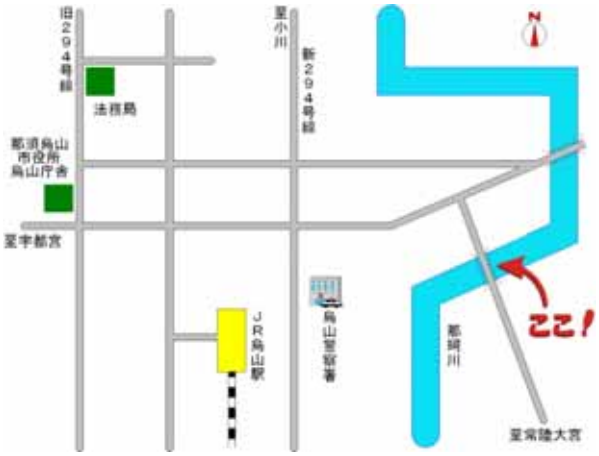

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 18 年 8 月 31 日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	宇都宮	１９０４	H18.8.1	320-0837	宇都宮市弥生 1-2-5	028-639-7216	
	鈴木克章	06121396					

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
足利	杉山米男	H18.8.31	廃業				

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
宇都宮	大滝達穂	１５１２	事務所 電話	宇都宮市下荒針町 3574-3 TEL 028-902-7211

2007 年行政書士手帳の受付

月間「日本行政」９月号４３ページに記載のとおり、行政書士手帳の申し込みを事務局でも受け付けております。

表　紙：ビニールシート黒
サイズ：１６９㎜×８３㎜
内　容：分冊形式
　　ダイアリー編
　　～月間、週間計画表、各種資料～
　　法規編
　　～行政書士法・その他関係法令～
　　アドレス編
価　格：７５０円（消費税込）

下記の項目を明記の上、事務局までＦＡＸでお申し込み下さい。

記入項目　支部名・氏名・申込冊数・事務所ＴＥＬ・事務所ＦＡＸ
ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０
締　　切　平成１８年９月２８日（木）

社労業務取扱証明書の発行について

月間「日本行政」９月号２５ページに詳細が掲載されております。該当会員の方で、発行を希望する方は、「日本行政」で詳細をご確認のうえ、事務局までお申し込みください。

対象者
昭和５５年９月１日現在の行政書士会入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行を希望する者（但し、既に証明書の発行を受けている者は除く。）

申込用紙に記入の上、事務局までお申し込み下さい。　※申込用紙は事務局にあります。

締　　切　平成１８年９月２９日（金）
　　事務局　必着

編集後記

この９月号が発行される頃には大分過ごしやすくなっていると思われますが、表紙撮影時はまだまだ猛暑の中。晴天下の橋を撮る予定が、到着したとたんに土砂降り。時間を置いて再度行ってみると、投光器発見。これは夜景を撮れとの啓示か、と考え粘ったものの…暗くなってもライトアップされず。う～ん残念。結局夕方に試し撮影したショットの採用となりました。
（広報部　田代）

行政とちぎ９月号№357

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

有限会社 全行団

おかげさまで10周年を迎えました。

有限会社全行団は
行政書士の福利厚生、事務所運営をサポート致します。
これからも皆様のお役に立てますよう、
鋭意努力をしてまいります。

全行団 取扱業務

詳細は「月刊 日本行政」またはホームページをご参照下さい。

① 団体保険	② 確定拠出年金 個人型	③ 業務関連物品
行政書士賠償責任補償制度	● 対 象 ●	行政書士関係表示板
医療・がん保険	20歳以上60歳未満の	行政書士マーク入りタイピン・カフス
	国民年金に加入している行政書士	行政書士ドメイン・メール＆Webサービス

お申込み
お問い合わせ

有限会社 全行団
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-20-12 MT道玄坂8F
Tel.03-3770-5675　Fax.03-3770-2677
E-mail:shop@zengyodan.co.jp

http://www.zengyodan.co.jp

講演と映画のつどい

河野義行

あふれんばかりの情報の中
私たちは
何をどう見て行けばよいのでしょうか

曇りのない目であるために・・・

一人の市民が、
ある日遭遇したできごと
人間の心奥に潜む予断・偏見
そして、マスコミの報道は・・・

怒涛の中の真実を、見誤らないために
今、耳を澄ませたい

熊井啓監督作品

日本の黒い夏

上映 PM2:45

出演 **中井貴一・寺尾聡** 他

２００１年度優秀映画鑑賞会ベスト１
第５１回ベルリン国際映画祭
ベルリナーレ・カメラ賞受賞

講演 PM1:00

前長野県公安委員。
１９９４年松本サリン事件の被害者。
サリン被害後遺症で寝たきりの妻を看病しつつ、シンポジウムなどで、客観的報道の重要性などを訴えている。

平成１８年１０月７日（土）１２：３０開場
とちぎ福祉プラザ　１階　多目的ホール
（宇都宮市若草１－１０－６）
主催　栃木県行政書士会

【入場無料・要予約】

入場ご希望の方は、左記事務局へ電話または P.12 のＦＡＸ申込書にて予約をお願いします。

【お問合せ先】
栃木県行政書士会事務局・県民行政手続相談センター
宇都宮市西一の沢町１－２２　TEL ０２８－６３５－１４１１
ホームページ　http://www.gt9.or.jp/gyosei/